

諮 問 趣 旨

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3の規定に基づき、市町村はその事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定する義務があります。

本市では平成15年3月に「北本市地球温暖化対策実行計画」（以下第1次計画とする）を策定し、計画に基づき温室効果ガス排出量の抑制に努めてまいりました。

現在の「第2次北本市地球温暖化対策実行計画」（以下第2次計画とする）は第1次計画の期間終了に伴い策定したのですが、第2次計画の期間が平成25年度末で終了することから、平成25年度中に後継計画である「第3次北本市地球温暖化対策実行計画」（以下第3次計画とする）を策定する必要があります。

つきましては、平成26年度から平成30年度までの5年間を計画期間とし、本市の地球温暖化対策の方向性や具体的施策の展開を示す第3次計画について、本市の現状と課題、国の動向等を踏まえ、その策定に係る基本的な考え方について御審議いただきたく、貴審議会に諮問致します。